

# 法言語学と科学性

科学としての言語分析の検証<sup>1)</sup>

堀 田 秀 吾

## 1. はじめに

多くの言語学を専門としない人々にとって、言語学者は「ことばの専門家」で、特に、ことばの使い方、起源、文法等に詳しい人というように認識されているのではないだろうか。このような認識は、かつては必ずしも間違いとは言えないが、過去半世紀の間に経験科学、認知科学として飛躍的に発展し、かつ現在に至ってはその研究対象と研究方法から自然科学の一分野として「進化」を遂げつつあるこの分野の姿とは程遠い。言語学は、ことばの使い方を調べる学問ではなく、端的に言えば、人間がことばを理解・生産するメカニズムを解明する学問なのである。ことば、すなわち言語現象は、つまるところ、「音波という物理現象である音声」と「脳内現象、すなわち生体現象である言語表現産出・意味理解のメカニズム」からなる。前者は言うまでもなく音波という物理現象である。後者に関しては、脳の中で起こっている現象である。言語学は、その研究対象を人間が脳・精神の内部に持つ言語を獲得し話せるようになる能力、およびそのメカニズムとしているが<sup>2)</sup>、別の角度から見れば、脳は自然界に存在する純然たる自然物であり、その自然物が示す特性、その構造と機能を究明する学問であるから、その分析手法の手続きは、自ずと物理学や化学などの自然科学と平行してくるのも不思議ではなからう<sup>3)</sup>。

そのような極端な見方をしないまでも、本節は、ともすれば言語学を専

門としない人々には疑似科学，文学，はたまた修辞学のように誤解されがちな言語学の研究対象や研究方法を紹介し，その科学性を論証し，法という世界，特にことばに関する証拠の分析・鑑定的手段として言語科学を利用する際に立ちはだかる障害を特定し，そしてその障害を乗り越えるための課題を Thomas Kuhn のパラダイム論を有標性（markedness）という観点から捉え直した McCawley (1985) の立場から論ずることを目的とする。

## 2. 言語科学と法

子供が携帯電話を使用し，あらゆる機能を使いこなせるからと言って，彼らがその携帯電話の動作原理，メカニズム等を理解しているわけではない。同様に，われわれはことばを使用し，意味を理解し，情報を得，他者とのコミュニケーションを行うことができるが，ことばを使いこなせるからと言って，また，人よりことばに関して多く学んだからと言って，言語を生成・理解する（すなわち，「使用」するための）メカニズムを理解しているわけではない。法の世界でのことばの問題となると，その使用の特殊性から，多少，話は複雑になるが，結局のところ，上述の例と同様のことが言える。法律家達は，職業外での社会生活においてもことばを使用してコミュニケーションを遂行しているわけであるし，法曹になるためには少なくとも大卒程度の教養を積んでいることが前提とされるわけであるから，教養のあることばの使い手であるし，その意味で，通常の言語使用において，まず，相当なことばの使い手であると言える。加えて，法はことばの上に立脚するものであり，その特殊なコンテキストでのことばの使い方を専門的に，かつ徹底的に学んだ法律家達は，法の世界で用いられる言葉の「プロ」，それも実際にそれを職業の一部としているわけであるから「プロ中のプロ」と言える。したがって，法という彼らの専門であるコンテキストにおいて，同じ「ことばの『プロ』」とは言え，所詮法の素人である言語学者の講釈を聞かなくても，自己の経験・知識で十分に分析・

理解し得るものであると考えるだろう。また、たとえよく使い方がわかかないことばに直面しても、辞書を見ればわかるのだから、わざわざ言語学者に頼る必要はないと考えるかもしれない。しかし、どんなに法律を定めることば、法というコンテキストの中で使われることばに詳しくても、ことばに内在するメカニズムを知っていることにはならないのである。

言語学では、「言語能力 (competence)」と「言語運用 (performance)」を区別するが、この区別が、言語学者と法律家の言語への取り組み方、対象の違いをさらに明確にしてくれる。言語能力とは、ある言語の母語話者が、その言語を話せるようになるための認知機構と語彙体系に関する知識を指し、言語運用とは、言語能力を使ってどのように言語が使われることを指す。この違いは、よく楽譜と演奏に例えられる。言語能力は楽譜で、演奏者 (= その言語の話者) が共有するリソースである。一方、言語運用はその楽譜をどのように演奏、表現するかで、演奏者によって異なるし、間違いを含む場合さえもある。法律家は、言語能力という観点は抜きにして、言語運用そのものを分析の対象とする。例えば、法律文や契約書などの様々な書類に表れる文言は当然言語運用の産物であり、恐喝、名誉毀損などの言語使用が大きく関わる事件、および裁判をはじめとした言葉を用いて行われる様々な司法過程における言語使用の分析は、全て言語運用の問題である。それに対し、言語学者は、言語能力を研究の対象とし、モデル化を通して言語運用の実態・姿を説明する専門家である。

この「モデル化」という部分に焦点を当ててみよう。言語能力は、脳に内在するものである以上、直接的な観察・観測・記述が不可能であり、その生の姿を他者に提示することは不可能である。したがって、ちょうど圧力や電流のように直接的に観測・記述が不可能な物理現象・自然現象を扱うのにしばしば数学的記号体系が用いられるように、言語学では言語能力を扱う手段として数学的記号体系や日常言語を用いた述べられた規則を用いている。その最も端的な手段としての規則が、広義の「文法」と言語学者の間で呼ばれるものであり、言語能力をモデル化したものなのである。

この意味での「文法」が、言語学者以外の人々が広く一般に用いる意味での文法、すなわち正しい文を書くための規範的な文生成の規則体系と異なることは明白であろう。このように、言語学で言う文法規則は、あくまでも人間の言語能力を解明する手がかりを提供する現象、すなわち言語現象の記述方法の一つというだけであり、また、語法やことばの使い方を突き詰めること自体が言語学の研究対象でないということに留意されたい。実際、このような言語学に対する誤った認識が 後ほどより詳しく検討するが、これまで日本の裁判の世界への言語学者による語学的分析の導入を妨げてきた一因だと言えよう。

では、言語を介した認知活動の研究が、法の世界とどのように関連するかをもう少し詳しく考えてみたい。まず、そのような研究の応用の最も明快な例としては、商標の分析が挙げられる。商標の類否裁判では、法廷の場で商標の言語表現をめぐる、さまざまな議論、分析が行われる。当該商標がお互いに似ているか似ていないか、出所の混同を生じるか否か、そしてそれぞれの商標の識別機能の存否は、それらの言語表現に関する認知活動そのものをめぐる問題である。したがって、言語科学の分析が有効に利用できるのである。堀田（2004）では、「携帯接楽7」と「常時接楽」という二つの商標の類否裁判<sup>4)</sup>を題材に、さまざまな既存の言語学の理論を応用しながら、商標の意味理解のメカニズム、および商標の類否判断のメカニズムに関し、商標の比較、類否の判断を客観的に行うための商標の認知パターンの分析モデルを提示している。また、米国の例では、裁判官による陪審への説示（jury instructions）に用いられる言語表現、州政府機関（Illinois Department of Public Aid）による補助金（Aid to Families with Dependent Children）の受給をめぐる訴訟<sup>5)</sup>において、Judith N. Levi ノースウエスタン大学名誉教授が、やはり既存の言語学で使用されている理論を応用し、説示や受給資格に関する規定に用いられている言語表現に関し、さまざまなレベルから言語構造を分析し、通常の人々の意味理解に困難を生じさせるメカニズムを明らかにしている（Levi 1994）。これらの

Levi の分析はすべて、実際の裁判で採用されたものからの報告である。また、Roger Shuy ジョージタウン大学名誉教授は、彼自身が鑑定に関わったさまざまな刑事・民事事件の裁判における言語にかかわる証拠の分析に関し、さまざまな分析を提示している。このように、言語科学の分析手法は一般によく知られている声紋分析や筆跡鑑定による人物特定に留まらず、証言の信憑性の検証、事実認定者による判断の信頼性の検証、プロファイリング、そして、文書偽造、名誉毀損、脅迫、贈収賄、共同謀議、商品の注意書き等、刑法から不法行為法や製造物責任法まで、さまざまな法律の分野、非常に広い目的に応用可能であるが、ここでは、紙面の都合上、詳細は割愛したい<sup>6)</sup>。

### 3. 「科学」としての言語学

さて、言語科学が科学であるということに関しても、もう少し詳しく述べておく必要があるだろう。そもそも科学とは何か。科学とは対象の属性や現象の抽出と経験法則の設定に始まる。すなわち、数学的記号体系を用いた現象の「モデル作り」であり、そのモデルを通して現象を見ることである<sup>7)</sup>。先に述べたが、言語学は、ことばを介した意味理解のメカニズム、すなわちことばを通して現実世界を脳がどうとらえるのかを探求する学問であり、そのモデルを数学的記号体系や日常言語を用いて述べられた規則で表現している。脳内現象は直接観察することができない。しかし、直接観察できないことが直ちに言語学の科学性を否定するわけではない。自然科学の研究対象にも、直接観察ができないものが多い。例えば、電流は直接観察することができない。したがって、検流計の磁棒が方向を変えると、具体的に実際の事実「翻訳」して観察する<sup>8)</sup>。したがって脳における言語表現の理解・生成のシステムの活動を理解するために、その活動が表出した形である言語現象を言語学者は観察するのである。しかし、科学はその分析対象に関する事実の列挙や記述、または(記述的)一般化

にとどまってはならない。事物の在り方に関し、原理を探究する営み、説明理論（explanatory theory）でなくてはならない<sup>9)</sup>。したがって、言語学が行っているのは、単なる規則の記述ではなく、その原理の演繹的な説明であり、言語現象の説明理論なのである。また、ある分析法が科学として成立するには、その客観性、および再現性も重要な要件である。本節では、言語科学が、これらの基準をどう満たしているかをそれぞれ説明する。

まず、客観性であるが、ある分析手法が科学的であるためには、データの観察・記述における客観性、および分析理論の客観性という、二種類の客観性が保証されなければならない。まずは言語データの観測・記述における客観性であるが、言語データは、アナログ信号であると同時にデジタル情報だと言われる<sup>10)</sup>。言語は、確かに物理的にはアナログ信号であるが、媒体による情報の劣化が少ないという点でデジタル信号と同様の特性を有する。言語情報は、コピー・複製によって情報そのものが劣化させられることはないのである。たとえば、文字媒体として伝えられる例として書物を考えてみる。たとえ印刷が薄かったとしても、される情報自体が劣化・変化するわけではない。同様に、音声情報にしても、雑音が多少入ったとしても、やはりその情報自体が劣化したり変化したりするわけではない。このように、言語は、デジタル情報としての側面をもつために、アナログな情報を取り扱わざるを得ない物理学の測定よりも、ある意味、観察者によるデータの誤差、計測毎の誤差が少なく、かつ少なくとも現象を記述するという段階においては、物理現象よりも客観性が高いと言える。したがって、文字媒体にしる、音声媒体にしる、言語データは元来の性質から客観性が保証されている。

次に、分析理論の客観性であるが、科学理論の客観性は、通常、「反証可能性」、すなわちある仮説の正誤を問うための経験的手段が存在すること、および「再現性」、すなわち、同様の条件で試行される限り同様の結果が得られることで保証される。先にも述べたが、言語による認知のメカニズムは、脳内現象であるが故に直接観察ができないため、その活動の作

用の結果である言語現象が観察対象となる。したがって、言語科学における理論の反証可能性を調べるための経験的手段としては、言語現象の実験手段（および、観測手段）が存在することで<sup>11)</sup>、これらにより理論の反証が可能ならしめられている<sup>12)</sup>。

言語現象の実験手段として最も良く用いられるものの一つとして、当該言語の母語話者のみが有する「(言語)直観」という能力に基づいた反応を利用して行う実験と観察がある。直観とは、実験・観察の対象となっている言語表現に接し、学校教育や道徳的、慣習的な規範等によるバイアスを抜きにして、適格と感ずるか不適格と感ずるかを問うことであり、すなわち、母語話者の認知のメカニズムに直接訴えかける観察・実験なのである。たとえば、「日本語は一文中に複数の目的語を有することができない。」という仮説を立てたとしよう。確かに、「\*太郎は英語を勉強をした。」という表現において、下線部の名詞は動詞「する」の目的語であるが、これら二つが同時に存在すると、日本語を母語とする話者であれば、特に学校で国語の文法を習った者でなくても「不適格」と判断する。(このように母国語話者の直観は、学校文法の知識とは独立したものであり、母国語話者の脳に内在する言語能力を直接反映する。)この反応結果から、上述の仮説が一見、正しいと証明される。しかし、さらに実験を進めてみると、「太郎は英語だけはしっかりと勉強をした。」や「太郎は英語を勉強はしなかった。」のように、多少、条件を変える(=この場合は、目的格の格助詞「を」の一つを別の要素に入れ替える)と、一文に目的語(の機能をもつ語)が二つ存在している文も適格文になるということがわかり、先ほどの仮説は誤りであったことが証明される。すなわち、反証されたことになる<sup>13)</sup>。このように、言語理論は言語表現の変形を通じて実験や観察が可能であり、したがって反証が原理的に可能なのである。この反証可能性を持って、言語理論の客観性が保証される。

また、言語科学では、その実験結果の再現性も保証されている。例えば、このような直観による判断は、適切な方法、同様の条件下において行われ

る限り、日本語を母語とする話者であれば、誰に、また何人に試行しても、ほぼ同様の観察結果が得られる。すなわち、高い再現性があるのである。このように言語科学は、その実験、観察において、高い客観性が保証されているのである。

さらに面白いことに、我々が「教養」として知っている文法と脳が言語能力として有している文法が違うことがしばしば見受けられる。例えば、「参加者が懇親会で歓談中、突然、大きな地震が襲った。」という文における「-中」という表現の品詞を、何人かの法学専攻の大学院生に聞いたところ、「接続詞」であると答え、「参加者が懇親会で歓談中」は「節」であると応えた。ところが、驚くことに、実験をしてみると、我々の脳はこれらに関し、「-中」という表現は、「名詞」であり、「参加者が懇親会で歓談中」は「名詞句」であると判断していることが判明したのである。即ち、我々の「意識」上での処理が、脳による「無意識」の処理と異なっていたのである<sup>14)</sup>。言語学者は、この人間が「無意識」のうちに体得し、脳に内在する言語理解・生成のメカニズムにアクセスし、説明する術を有しているという点で法律家と大きく異なる。言語現象が、言語能力と言語運用の和である以上、言語現象を正確に分析する際には、言語能力の分析の専門家である言語学者と法というコンテキストにおける言語運用の分析の専門家である法律家の協働が必要不可欠なのである。

以上、言語学の科学性に関し、その研究対象、分析手法の客観性という観点から妥当性をごく手短かに論じた。無論、ここでの議論で言語科学の科学性を証明し切れたとは到底思えないが、少なくとも言語科学の科学としての方向性は紹介できたのではないかと思う。

#### 4. 言語科学と裁判

近年、アメリカやイギリスなどさまざまな国々で、ことばに関わる証拠、争点の分析に関し、専門家証人をはじめとしたさまざまな形態で言語学者



が鑑定や助言を行うことが増えてきている。しかし、日本では残念ながら、言語学者による鑑定が裁判で用いられることは極めて稀である。本節では、その理由、および解決へ向けての提言を行う。

日本は自由心証主義という建前上、アメリカの証拠法に見られるような厳格な専門家証人の適格性に関する制限は、制度的には特に存在しない。あえて制度的な制限をあげるならば、分析手法の問題ではなく、証人適格の問題である。すなわち、専門家証人・鑑定証人として証言、または証拠の分析を行う者が、当該分野において、十分と思われる知識・経験を有しているかどうかということである。その証人としての適格性を満たすであろう言語学者は、無論、大勢いるのにもかかわらず、なぜ利用されないのであろうか。これは、実は鑑定に関わる法制度や言語学の科学的精度のような問題ではなく、言語学という学問に関する認知度、認識度の低さという問題が何よりも大きいのである。この後者の問題は、さらに「法曹をはじめとした訴訟に専門的に関わる者達による認知度の低さ」、および「一般の人々による認知度の低さ」の二つに論点に分けられると考えられるが、ここでは「法曹をはじめとした訴訟に専門的に関わる者達による認知度の低さ」に的を絞って考察する。

では、法律の専門家による言語学分析の認知度の低さが、その利用を妨げているという理由を説明しよう。McCawley (1985) の言う有標 (marked) な科学と無標 (unmarked) な科学の区別<sup>15)</sup>を援用して述べれば、言語学は有標な科学ということになるが、有標な科学には、通常 of 科学理論、すなわち無標の科学には凡そ課せられない、ある意味、分析手法が科学であること自体とはほとんど無関係の要件が課せられる。それが、分析手法の「権威・威信 (prestige)」である。この権威・威信は、一般社会における科学の有標性 (markedness) と非常に係わり合いが深い。また、威信は、分析手法の認知度と大きく関わる。たとえば、科学鑑定の代表的なものの一つである DNA 鑑定は、科学鑑定の中でも精度・認知度も高く、非常に権威・威信がある。したがって、鑑定を行う者が当該分野で十分に

学識経験を有し、鑑定人としての適格性が認められる限り、ほぼ「無償」で受け入れられる。その点、言語学者の鑑定は、DNA 鑑定の場合と異なり、分析手法自体が無償では受け入れられない。なぜなら、その研究内容、手法に関する認知度の低さが故に、裁判の世界では分析手法の「権威・威信」がないためである。端的に言えば、「信用がない」からである。では、その権威・威信、信用を得るためにはどうしたらいいのだろうか。この点に関し、筆者は、「事実認定者による検証可能性」の確保という条件を挙げる。

鑑定の利用は、実は、この「事実認定者による検証可能性」という問題にさらされている。例えば、先に例として挙げた DNA 鑑定の結果が恣意的な操作を多分に含んだものであった場合、どうなるだろう。事実認定を行う者が、高度な DNA 鑑定に関する知識を持ち合わせていなければ、そのデータの信頼度、分析結果、鑑定結果の真偽に関して検証する手段を持ち合わせていなければ、それは大変危険なことである。科学哲学者デュエムは、観察は現象の直接的な記述としての観察は有り得ず、観察は「理論に基づく現象の解釈」（「観察における理論負荷性」）であるとされる。言い換えれば、分析結果を提示する側は、データを自分に都合のいいように解釈し、または、自分の都合のいいデータだけを見せて相手を言いくるめることができる。DNA 鑑定のように、専門家以外がデータを検証するための観測装置、手段、知識を持ち合わせていない場合は非常にやっかいである。しかし、DNA 鑑定の場合は、その分析手法が有する権威・威信が故に、この「事実認定者による検証可能性」をほぼ「フリーパス」で回避できる。

言語学鑑定を含めた他の未だ権威・威信を獲得していない科学的分析手法の場合はどうであろうか。繰り返すが、日本では、制度的には、裁判における専門家による鑑定の採用基準に関してはそれほど高い壁は設けられていない。しかし、だからこそ、事実認定者である裁判官が、自己の経験・知識でその優劣・信頼度を判断し得ないような鑑定は、その利用に通

常の科学分野以上に懐疑的になり、回避されてしまう。この「事実認定者による検証可能性」という特殊な要件こそが、言語学鑑定が乗り越えなくてはならない壁であり、上述の DNA 鑑定で用いた「フリーパス」という比喻と対比させて言えば、裁判という場所へ入場するために支払わなければならない「入場料」なのである。

しかし、実のところ、言語学的分析は、DNA 鑑定に比べ、はるかに事実認定者による検証可能性が高いと言える。なぜなら、言語の場合、事実認定者である裁判官自身が、言語の使用者であるため、少なくともデータの真偽は、当人の「直観」を利用して判断することができるからである。したがって、残されている課題は、そのデータの分析手法、および論理展開の方法の問題である。しかし、これらの問題に関しても、近年の生成文法理論のような難解な理論でも用いない限り、たいていの理論は、通常人で十分に理解できる程度に噛み砕いて説明できるものであり<sup>16)</sup>、また幸いにも、事実認定者自身が言語の使用者であることから、提示された分析理論にデータを適用する際に、自分自身の言語直観を利用して、そのデータとの関連から理論自体の真偽が確かめることが可能であるものが多い。したがって、言語学分析の裁判への導入は、実は他の科学鑑定の導入に比べ、はるかに安全であるのだが、まずはこの事実を、事実認定を行う者達に認識してもらう必要があるだろう。そして、事実認定を行う者だけでなく、私鑑定として鑑定人を雇うことができる弁護士などの、事実認定者以外の訴訟に専門的に関わる者達にも認識してもらう必要があるだろう。

また、言語理論と一口に言っても、実際には膨大な数があり、その中には、理論言語学の諸理論のような非常に難解なものもあるが、この事実認定者による検証可能性という要件をクリアできる理論を応用するなり、当該事例分析に当たる限りは理論的整合性に影響が出ない程度に単純化するなりして、その要件を満たせるようにする必要はあるだろう<sup>17)</sup>。言語学的分析の精度を高めることと同時に、この要件を満たすように努めていくことが、言語科学を法の世界へと応用していくことを考えている言語科学研

研究者に求められる課題である。事実認定者，そして代理人を含んだ訴訟当事者達に共有可能な基準となりうる座標軸を提供することによって，鑑定結果の座標を決定し，判断・評価することを可能たらしめることにつながるのが理想的である。そして，裁判で中心的な役割を果たす法曹達によって言語科学の有用性が認知され，鑑定に利用されていく機会が増えれば，彼らによって，必要に応じて訴訟当事者達に，その利用が促され，ひいては，上述の二つ目の論点である「一般の人々による認知度の低さ」という問題の解決にもつながっていくだろう。

鑑定人の利用に関しては，司法制度の改革が肝要であると主張されることが一般的だが，システム自体の改革は，通常非常に煩雑な手続き，時間，労力等を要するし，社会的コストも高い。言い換えれば，「制度への負荷」が高いため，実現は極めて難しい。したがって，できるだけ制度への負荷が少ない方策を選ぶことが得策であるということになるが，その意味では，鑑定を行う者達の自己改革の努力に訴えるという方法の方が制度への負荷が少ないため実現可能性が高いと言えるだろう。

## 5. 結 語

以上，簡単に「言語科学と法」に関して，特に科学としての言語学の立場を強調しながら概観したが，無論，言語学の諸分野全てがここで展開された説明に合致するものではないだろう。しかし，他分野との接点を，その分析手法の科学性と客観性を旗印にして追求していく「法言語学」の研究を行うからには，その研究の科学性をまずは大筋から論じておくことは重要であろう。本論の一番目の目的はこの点にあった。そして，二番目の目的として，言語科学を裁判において鑑定に利用していく上での課題を「威信・権威」という観点から分析し，その解決方法を「事実認定者による検証可能性の確保」という点から論じた。

言語学は，その高い科学性とはうらはらに，他分野の人々からその研究

内容に関して非常に誤解を受けやすい分野である。そのことは今に始まったことではない。言語学者を表す linguist という英単語も、「諸外国語に通じた人、外国語が達人な人」(英辞郎 2000年版) という意味もあり、実はこちらが原義である。しかし、現在は言語科学と呼ぶことがコミュニティの内部では標準となりつつあり、その分析手法の科学性に関しては、人文・社会科学の中では比較的高い水準を誇っている言語科学であるが、今までは言語理論そのものを、プラクティカルな分野としては、教育以外には応用する試みがほとんどなされてこなかった。この点で、法哲学や科学哲学に大きな影響を与えた言語哲学や語用論などの言語学の周辺分野とは性格を異にする。このような事情も言語学が孤立し、言語学のパラダイムの外部の人々に言語学の研究対象に関する認識の更新を遅らせた理由のひとつであろう。したがって、これからは、他分野との接点に移置する「法言語学」の研究に携わる者達が広告塔となって、科学としての言語学を積極的に他分野に展開して行く必要があるだろう。そして、法言語学の研究に携わる者達が、真摯にかつ積極的に研究活動を展開し、法(学)や裁判に関心のある人々が、言語科学という分野の存在を知り、言語学という分野の研究内容、目標に対する誤解を解くきっかけとなることを切に願う。

- 1) 本稿は、文部科学省科学研究費補助金・若手研究B(研究課題名:「裁判における言語分析モデルの構築とその許容性の理論的・実証的研究」)の助成金に基づいた研究調査の一環として書かれたものである。
- 2) この目標は、言語学のあらゆる分野の前提となっているわけではないが、アプローチさえ違うものの、究極にはこの同じ目標のもとに行われている研究である。生成言語学では、言語能力の解明の一環としてこの脳内メカニズムのモデル化に携わり、認知言語学やコネクショニズム研究など言語能力の存在を前提としない分野(黒田 2003: p. 82)は、言語能力とは違う角度からこのメカニズムのモデル化を行っているわけである。
- 3) 福井 2001: p. 187.
- 4) 株式会社エス・エス・アイ・トリスター(原告)とソースネクスト株式会社(被告)の間に生じた商標の類否に関する紛争の事例。東京地判平成16年1月28日知的財産権判例速報 <http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/4B4000779EB967BF49256E2900273C59/?OpenDocument>
- 5) *Doston et al v. Duffy et al.*, 732 F. Supp. 857 (1988).
- 6) 言語科学の諸分野の法への応用に関する論文としては、Levi (1986, 1990) 等を参照。

- 7) 畠山 2003 : p. 19 , p. 136 .
- 8) 小林 1996 : p. 73 .
- 9) 福井 2001 : pp. 16-17 .
- 10) 郡司 2004 : pp. 132-3 .
- 11) 適格文・非文の区別を設けることによる言語現象の実験手段の確立は、Chomsky の言語学への最大の貢献の一つに挙げられる。
- 12) 畠山 2004 : p. 280 .
- 13) 日本語は、「を」という目的格の格助詞が二つ同時に現れてはいけないと言う規則がある。これは、韓国語には存在しない、日本語独特のパターンであるが、日本語を母語とする話者であれば、学校教育において、このことを習っていないくても、話者に内在する「直観」というメカニズムによって、不適格であると感ずる（反応を示す）のである。
- 14) ここでこの実験の詳細を紹介することは、スペースの都合上、割愛せざるを得ないが、Hotta (1999) および、堀田 (2005) において詳しく議論されている。
- 15) 「有標」な事物は、端的に言えば、ある集合において、標準的な、ノーマルな、一般的な要素を指し、無標な事物はその集団内では非標準的、特殊な、本流から逸脱している」と見なされる要素である。有標性は相対的に決定される。例えば、女性の集団の中で、男性が一人混じっていたとすれば、その男性は有標な存在であるが、その逆のパターンでは女性が有標である。
- 16) また、非言語学者が分かるように説明するのが、裁判に専門家証人として証言を行っている言語学者達が尽力すべき点だということを Shuy (2002) は強調している。
- 17) Shuy (ibid.) でも、この点に関しては同様の見解が述べられている。

#### 参考文献

- 小林道夫『科学哲学』産業図書 1996 .
- 郡司隆男, 坂本 勉『言語学の方法』岩波書店 1999 .
- 郡司隆男「言語科学の提唱」, 松本裕治, 今井邦彦, 田窪行則, 橋田浩一, 郡司隆男『言語の科学入門』岩波書店 2004 . 第4章 .
- 畠山雄二『情報科学のための自然言語学入門』丸善 2003 .
- 『英語の構造と移動現象：生成理論とその科学性』鳳書房 2004 .
- 福井直樹『自然科学としての言語学』大修館書店 2001 .
- 堀田秀吾「商標の言語学的分析モデルの一例：言語学的分析から何が見えるか？」立命館法学 2004年第1号, 91-126, 2004 .
- 「 中/ 前/ 後」の構造：教養知識としての文法と言語能力としての文法．山本岩夫教授退職記念論集「ことばとひろがり（3）」, 201-214, 立命館大学法学会 2005 .
- Hotta, Syūgo 1999. *Multi-dimensional Word-Formation in Japanese*. The University of Chicago Dissertation.
- Levi, Judith N. 1986. Applications of Linguistics to the Language of Legal Interactions." In *The Real-World Linguist: Linguistic Applications in the 1980s*, edited by Peter C. Bjarkman and Victor Raskin, pp. 230-265. Norwood, New Jersey: Ablex.

1990. *Language in the Judicial Process*, pp. xxiv+373. Co-editor (with A. G. Walker), New York: Plenum Publishing Corporation.

1993. Evaluating Jury Comprehension of Illinois Capital-Sentencing Instructions. *American Speech* 68. 1, pp. 20-49.

1994. Language as Evidence: The Linguist as Expert Witness in North American Courts. *Forensic Linguistics: The International Journal of Speech, Language, and the Law*. Vol. 1. No. 1, pp. 1-26.

McCawley, James D. 1985. Kuhnian paradigms as systems of markedness conventions. In A. Makkai and A. Melby (eds.), *Linguistics and Philosophy: Studies in Honor of Rulon S. Wells*, Amsterdam: Benjamins, 23-43.

Shuy, Roger 2002. *Linguistic Battles in Trademark Disputes*. New York: Palgrave.